

掛川市監査委員告示第6号

行政監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

令和5年12月18日

掛川市監査委員 山 下 一 夫

掛川市監査委員 二 村 禮 一

(別紙)

監査結果に基づく措置

- ・通知日：令和5年11月28日
- ・所管課：資産経営課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況	措置日
<p>(1) 公有財産台帳の管理について</p> <p>公有財産台帳に記載された土地及び建物の総面積と決算書の数値に不整合が見られた。公有財産台帳は、普通財産を適正かつ適切に管理するための基礎的資料となる重要書類であるため、その原因について詳細な検証を行い、不整合の解消に努められたい。また、今回の行政監査を機に、公有財産台帳と不動産登記簿等との突合や現況調査についても計画的に取り組み、公有財産台帳の内容の正確性確保に万全を期されたい。</p>	<p>(1) 公有財産台帳は土地は筆ごと、建物は棟ごとに管理している一方、決算書は面積のみで管理している。数値は年度ごとに処分又は取得した財産について、各課からの報告により更新している。そのため、地籍調査などで面積が増減した場合、取得時と処分時の面積に差異が生まれ、不整合が生じる可能性があるため、各課で管理している財産台帳との突合等を行うなどし、不整合の解消に努めていく。</p> <p>公有財産台帳と不動産登記簿等との突合や現況調査については、現状の人員体制では難しいため、他市町の管理方法等を参考にするなどし、効率的かつ効果的に管理できる方法を研究し、公有財産台帳の内容の正確性を確保していく。</p>	R5. 10. 26～
<p>(2) 貸付料の算定について</p> <p>有償の貸付財産 61 件について起案文書及び契約書を見分したところ、貸付料の算定に誤りのある賃貸借契約が1件見られた。軽微な金額ではあるが、金額の多寡にかかわらず、速やかに還付手続を行うとともに、貸付料算定の際における確実なチェック体制の確保に努められたい。</p>	<p>(2) 算定誤りの1件については、5月29日に還付を行った。</p> <p>貸付料の算定については、起案時に確実に確認できるチェックリスト等を作成するなどし、正確な貸付料算定ができるよう努めていく。</p>	R5. 5. 29～
<p>(3) 契約手続に関する事務の執行について</p> <p>有償の貸付財産 61 件及び無償の貸付財産 341 件について起案文書及び契約書を見分したところ、契約書等が見当たらない契約が、無償の貸付財産で130件見られた。また、掛川市財産管理規則第29条等で定められた記載事項が不足している起案書が112件見られた。契約手続上の不備が明らかとなったものについては、その原因を検証し、速やかに是正するとともに、関係書類を定期的に点検するなど、再発防止に努められたい。</p>	<p>(3) 契約書等が見当たらないものについては、過去に口頭で貸し借りしている可能性や既に廃棄してしまっている可能性があるため、再度契約書等を探し、それでも無い場合は今後、各区長等と話をする際に、改めて契約をしていくよう、是正していく。</p> <p>記載事項が不足している起案書については、庁内で使用しているマニュアルだけでなく、財産管理規則に定められた記載事項が不足していないか合わせて確認を行い、今後は正確な起案ができるよう、是正していく。</p>	R5. 10. 24～